

## 令和元年度第1回埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会議事録

- 1 日 時 令和元年7月22日(月) 午後7時15分～午後8時30分
- 2 会 場 さいたま共済会館504号室
- 3 出席者 松本会長 丸木委員 山口委員 谷本委員 三戸岡委員 西本委員 徳山委員 斉藤委員  
木村委員 武川委員 星野委員 吉田委員 伊藤委員 番場委員  
オブザーバー 学事課 大気環境課 少子政策課 健康長寿課 生活衛生課 薬務課 食品安全課  
保健体育課 義務教育指導課 さいたま市保育課

(傍聴者：1名)

### 4 議 事

#### (1) 平成30年度アレルギー疾患対策事業について

- 事務局から資料1～4に基づき説明。

##### 【協議内容】

西本委員 資料3について、1. 調査票送付数と回答数、2. 公表等への同意数というデータは示されている通りだが、肝心の内容である負荷試験実施病院数等のデータはないのか。

事務局 資料3-1のとおり拠点病院のHPで検索していただく形で調べることはできるが、今回の協議会では調査結果の内容を出していない。後日、委員の皆様にはお渡ししたいと思う。

徳山委員 資料3-1の拠点病院のHPだが、地域と項目を指定すると、その条件にあてはまる医療機関が検索されるシステムになっている。従来、保護者や学校の教職員は、自分の地域の病院がどこまでアレルギーに関して治療や検査を行っているのか全く分からなかった。この検索システムはそのような問題を解決できるものであり、素晴らしいものということをお話したい。

#### (2) 令和元年度アレルギー疾患対策事業について

##### ア 県民情報提供事業及び人材育成事業について

- 事務局から資料5に基づき説明。

##### 【協議内容】

徳山委員 未定となっている医師等医療従事者向け研修会は、11月8日(金)に川越プリンスホテルでエピペンの研修会等をマイラン製薬(株)と合同で行うことが決まっている。

##### イ アレルギー疾患生活管理指導表の活用について

- 事務局から資料6に基づき説明。

##### 【協議内容】

星野委員 さいたま市の就学前の生活管理指導表の活用に関して経緯や導入方法の説明をしたい。国から示されている生活管理指導表は幼稚園用と保育園用の様式が異なっており使用しにくかったため、保育課の管理栄養士が中心となって取り組み、平成30年度に一元化した。経緯はさいたま市保育課から説明する。

さいたま市保育課　さいたま市は昨年度、エピペンを預かっている保育園や幼稚園全てを対象にエピペン研修会を行った。開催回数は19回、参加人数は1,475名ということで、研修会の充実を図っている。食物経口負荷試験の見学については平成28年度から月2回行っており、園長・保育士・栄養士等約100名以上が見学している。

それでは、生活管理指導表の導入について説明させていただく。まず、さいたま市は平成27年度に生活管理指導表の導入を義務付け、毎年、生活管理指導表の実施状況の調査を行っている。平成27年度までは調査対象を保育園のみとしていたが、平成29年度から調査対象を保育園のみならず幼稚園まで拡大した。平成29年度の調査では生活管理指導表を導入していた保育園は約90%、幼稚園については医師の適切な診療を求めている園は37.5%で、そのうち生活管理指導表を導入している園は30%であった。つまり、幼稚園の大半は生活管理指導表の様式が定まっていないという現状が浮き彫りになった。

文部科学省が推奨している「幼稚園が使用すべき生活管理指導表」は、学校教育法における幼児・児童・生徒を対象としたものである。これは現在、小学校の児童・中学校の生徒に主に使われているものであり、3歳児等の低年齢の子供を預かっている幼稚園がそのまま使用すると不適切と思われる項目が見られた。また、保育園では厚生労働省推奨の生活管理指導表が使用されているため、幼稚園が文部科学省推奨の生活管理指導表を使用した場合、就学前の生活管理指導表が2種類存在することになってしまい、医療機関が混乱することが予想された。

そこで、生活管理指導表に関して文部科学省に確認したところ、「幼稚園は学校教育法に定める学校ではあるが、幼稚園の置かれている実態に応じて、それぞれの自治体はその責務において生活管理指導表を定めることは何ら支障はない。」と回答をいただいた。そのため、市では文部科学省版の幼稚園用生活管理指導表、厚生労働省版の保育園用生活管理指導表を一元化した独自の生活管理指導表を作成した。それが、さいたま市の様式2である。これは、文部科学省、厚生労働省、郡市医師会、さいたま市等の協議会委員の了承をいただき、平成30年度からさいたま市版として導入した。昨年度末からは、さいたま市が作成した生活管理指導表を埼玉県版として県内全域で導入してもらっている。

県内全域で統一した生活管理指導表を使用することによって、食物アレルギー対策の更なる向上が図ることが望ましいと考えている。

西本委員　補足説明させていただく。先ほどさいたま市保育課から保育園や幼稚園での生活管理指導表の導入状況について話していただいたが、県で同様に把握していくのは非常に難しいと思う。保育園と幼稚園を全く違う部署が所管しているなど、調査する上で様々な部署と連携する必要があるためである。

もともと保育園と幼稚園とでは国の所管が厚生労働省と文部科学省とにわかれており、保育園に関しては取り組みが進んでいるが、幼稚園に関しては手つかずの部分が多々あるという背景もある。しかしながら、本来は就学前の子どもという区分で一つに統一されるべきものである。

そこで、さいたま市では所属等ではなく年齢で判断し、さいたま市在住の未就学児は皆同様のアレルギー疾患医療を受けられる体制を作ろうと提案した経緯がある。ここに至るまで、さいたま市は非常に苦勞されたと思う。部署を超えて様々な働きかけを行ってもらった。

今後、同様のことを埼玉県で行うとなると、部署の垣根を超えて取り組んでいただく必要がある。また、詳しくはわからないが、各市町村との連携も必要になるのではないかと。幼稚園や保育園の職員数すらも把握が難しいと思うが、関係部署や関係機関と連携しないと、生活管理指導表の浸透していかないのではないかと。

松本会長 貴重な意見で、この件に限らずアレルギー疾患では、昔から行政の体制の問題で難しい場面がたくさんある。事務局から何かあるか。

事務局 さいたま市が作成した生活管理指導表の様式は昨年度末から県も使用させてもらっている。認定こども園等からは助かるという意見もいただいている。これらは県医師会等と手続きを踏んで進めたものであるが、使用は強制ではなく郡市医師会と市町村の間で話をして、「既存の様式を使用しているところに関しては従前の様式を使用してもらってもよい。」と話をしている。また、埼玉県版の生活管理指導表の周知自体がなかなか難しいという現状があり、先ほど申し上げた資料6-2の今後の取り組みにあるように、実態調査を行っていき、結果を踏まえて、今後周知を図っていくということを現在模索しているところである。

徳山委員 国の動きで2019年4月に生活管理指導表の改訂版が出たと聞いている。国から新たな生活管理指導表が出るまではさいたま市版のものをを使い、国から新しいものが出たらそれを使っていこうという話だったと思うが。

西本委員 厚生労働省が「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)を公表したが国の生活管理指導表の様式自体には変更はなかった。

徳山委員 厚生労働省、文部科学省、さいたま市の生活管理指導表の相違点はどこか。

西本委員 まず、厚生労働省と文部科学省の様式の相違点について説明する。生活管理指導表の「原因食物・除去・診断根拠」の欄では、「鶏卵」や「牛乳・乳製品」等、除去する食品を選ぶようになっており、厚生労働省の生活管理指導表には食品の種類が15、文部科学省の生活管理指導表には食品の種類が12ある。同じ「就学前の子ども」であるにも関わらず、通う施設によって一方は15、もう一方は12という状況が生じている。また、同じ欄に、これらの食品を除去する診断根拠も記載するが、文部科学省の生活管理指導表には「未摂取」がない。小学生、中学生であれば「未摂取」がなくてもよいかもしれないが、幼稚園児であれば未摂取の可能性もあるので、必要だと考えられる。

そこで、さいたま市は今挙げたような問題点をクリアするため、各省の様式を統合し、除去する食品の種類は15で、診断根拠に「未摂取」を入れたものを作成した。

全国で使っている生活管理指導表と違うものを埼玉県で使っていることになるが、このことについては「国の生活管理指導表の項目がすべてカバーされているため問題ない。」という回答を国から得ている。さいたま市版の生活管理指導表は国のものを全てカバーしているので余分はあっても不足はないと考えている。

徳山委員 つまり他都道府県と異なるものを今後使用していくという形でよいか。

事務局 資料6の1(2)の※に国の動きとして、改善、充実が図られたと記載しているが、この国にあたるのは厚生労働省のことであり、未だに文部科学省所管の幼稚園のアレルギー対策は空白地帯のような形で手つかずな部分が多い。現時点では文部科学省が幼稚園向けのものを作るという話には至っていないので、県としては埼玉県版の生活管理指導表を進めていくのが妥当であると考えている。

徳山委員 厚生労働省と文部科学省が合同で生活管理指導表作りを進めていくという話が出ていないか。

松本会長 そのような話は聞いたことがない。

西本委員 生活管理指導表に関して埼玉県は進んでいる方ではないか。

松本会長 拠点病院の選定すらしていない都道府県は多数ある。埼玉県はアレルギー疾患対策について進んでいるという認識は間違いない。埼玉県でアレルギー疾患対策を進めていき埼玉県から全国に発信するような形で取り組んでいただきたい。

西本委員 生活管理指導表の相談事業の相談件数が非常に少ないが、臨床現場では日々この相談事業にあたるような相談を受けている。例えば、ナッツ類の食物アレルギーがある子を持つ保護者から「ナッツ類が給食に出ないにもかかわらず、学校からは心配だからとの理由で”おかわり”が禁止されている。給食当番もさせてもらえない。」という内容の相談を受けたことがある。このケースも含めて、多くの保護者は遠慮して学校に相談しづらいという現状がある。この相談事業は非常に良いものであるが、資料6-1のフローチャートを確認すると、保護者が相談したい場合、学校を経由する形でしか県アレルギー疾患相談室に相談するルートがない。このような理由から、保護者が相談事業を利用しにくい現状があるのではないか。したがって保護者から直接相談室に連絡し相談できるルートを作る方が良いのではないか。徳山委員が対応した相談事業1件目の案件はどういう形で保護者から相談があがってきたのかお聞きしたい。

徳山委員 学校側からの相談と保護者からの相談、両方から話が上がってきた。

西本委員 学校側からの相談ルートは確立されているが、保護者からとなるとなかなか利用が難しいように思う。その場合には埼玉医科大学の電話相談室の番号を案内した方が良いのではないか。

事務局 検討したい。

## ウ 医療機関調査について

○ 事務局から資料7に基づき説明。

### 【協議内容】

山口委員 資料7-1大人の「気管支ぜん息」に関する診療状況調査の③に呼吸機能検査の項目がないため、入れていただきたい。また、資料7-2こどもの「気管支ぜん息」に関する診療状況調査の③肺機能検査の下に括弧書きで「気道可逆性試験含む」と書いてあるが、具体的に何の検査を実施しているか把握するため、「スパイロメトリー」と「気道可

逆性試験」の2つの実施の有無を聞くほうが良いのではないかと。また、大人でアレルゲン・プリックテストの項目はあった方がよいだろうか。現在行われている検査はアレルギー特異的IgE抗体検査が大半ではないかと思う。

徳山委員 「気道可逆性試験」と「スパイロメトリー」の項目は完全に別項目として設ける方がよいということか。

山口委員 気道可逆性試験を実施している医療機関は限られてくると思うので、別項目として作った方がよいのではないだろうか。

徳山委員 アレルゲン・プリックテストは、当院では比較的行っている試験であり、幼児等を対象としたものでは血液検査より感度が良い。

山口委員 小児対象の項目としては理解している。

松本会長 件数的には少ないのかもしれないが、必要項目であるならば入れておいたほうが良いだろう。

西本委員 発作時の緊急対応の項目についてであるが、さいたま市民医療センターや埼玉医科大学病院は地域医療支援病院に指定されているので緊急対応として突然受診できるわけではない。

徳山委員 埼玉医科大学病院は初診でも対応可能である。日中の場合は通常の外来で、夜間等はERで対応している。

西本委員 おそらく、さいたま市民医療センターもさいたま市立病院も自治医大も、まずは一次療養所もしくは一次医療機関に受診し、そこで紹介状等を出された人が地域医療支援病院に来院するという流れが一般的であると思う。したがって「発作時の緊急対応」の項目の回答が難しいのではないかと。診療所はこの通りで大丈夫だが、地域支援病院は違う項目や答え方が必要になってくるのではないかと。

事務局 今後委員の方たちに個別に相談させてもらい、修正していきたい。

## エ 埼玉県アレルギー疾患医療提供体制について

- 事務局から資料8に基づき説明。

## オ 災害時アレルギー疾患対策事業について

- 事務局から資料9に基づき説明。

### 【協議内容】

西本委員 市町村の備蓄体制の状況は把握しているのか。

事務局 把握はできていない。

西本委員 さまざまな部署にまたがる問題であるため、このような機会に各部署を横断する形で情報収集ができると良いと思う。話が戻るが、食物アレルギーの医療機関調査の結果を踏まえ資料3-1のような形で埼玉医科大学病院のHPから医療機関検索ができることだが、私が把握していなかったように、知っている人は少ないと思う。県から更に周知をしていただきたい。

事務局 今後PRを進めていきたいと考えている。

西本委員 厚生労働省はアレルギーポータルというウェブサイトを作って各省庁にまたがる情報を一元化してリンクを貼っている。そのようなものを作ってはどうか。

徳山委員 拠点病院のHPには掲載している。

事務局 県でもHPを活用し是非進めていきたい。

松本会長 三重県の拠点病院では災害時のアレルギー対策が進んでいると聞いているので、是非参考にさせていただきたい。

武川委員 災害時のアレルギー疾患対策では患者の立場、つまり災害の当事者がどのような点で困るのか、どうしてほしいのか等を考えていただきたい。行政向け、医療従事者向けの講習会や研修会において、当事者の患者にも話をする機会を設けていただく等して、患者、医療従事者、行政が問題を共有することが大事なのではないか。患者の立場、医療従事者の立場、行政の立場と分けて取り組むと、患者の真の問題が把握しづらい。当事者やその周辺の人を含めた一人一人の悩み苦しみをご理解いただきたい。理解することが差別や偏見を無くすことにつながっていくと思うので、是非取り組んでいただきたい。

松本会長 災害時の取り組みに関してはより一層、情報収集をして取り組んでいただきたいと思う。

### (3) その他（埼玉県の受動喫煙防止対策について）

#### ○ 健康長寿課から「受動喫煙防止対策ガイド」について説明。

健康長寿課 健康増進法の一部を改正する法律の概要について説明させていただく。2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年の4月までに段階的に施行される。第一段階として、2019年の7月1日から医療機関、学校及び行政機関の庁舎について敷地内禁煙となった。ただし、屋外に喫煙場所を設置することは可能となっている。具体的に述べると、施設の入り口の目の前に喫煙場所を設置するのは認められておらず、喫煙者が通常立ち入らない建物の裏手や屋上等に、喫煙所である旨を示した区画を設けたうえで屋外に設置することは認められている。第二段階として、2020年の4月1日から飲食店やオフィスや事業所等は原則屋内禁煙となる。「原則」とついている理由は国の基準に定められた喫煙専用室の設置が可能のためである。もちろん、喫煙専用室を一切設けず禁煙とすることも可能である。また、飲食店の経過措置について説明すると「①2020年4月1日時点で経営している店舗 ②資本金または出資の総額が5000万円以下 ③客席面積が100㎡以下」の3つの要件を満たしている飲食店に関しては、店内での喫煙可とすることができる。ただし、20歳未満の人は従業員も含めて喫煙可の飲食店には立ち入り禁止となっている。

次に6月1日から埼玉県で開始した埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度の概要について説明させていただく。この内容は県アレルギー疾患対策推進指針にも取り組みの一つとして掲げている。具体的には、「法律上の義務を上回る」対策を実施する施設や事業所等を本制度に認証するというものである。「法律上の義務を上回る」というのは、例えば健康増進法では屋内に基準を満たした喫煙専用室を設ければ喫煙可能としているが、喫煙専用室も一切認めず全面禁煙とするといったことが該当する。施設や事業所が

HPから申請書をダウンロードのうえ県保健所（保健所設置市では健康長寿課）に申請し、県が認証するという流れである。是非、委員の皆様にも知り合いの飲食店や事業所が完全禁煙に取り組んでいたら御周知いただけるとありがたい。

（４）今後の予定について

○ 事務局から協議会開催予定について説明。

松本会長 予定していた議事は以上であるが、他に何かご意見や質問はあるか。

木村委員 前回の協議で資料6-1の「生活管理指導表に関する相談事業」のフローチャートの中に、高校や高校生、保護者が相談できるルートも入れてほしいとお願いしたが前回の資料と変わっていない。資料9-1の災害時アレルギー対応に関して、「アレルギーのこどものため」というチラシはあるが、アレルギーは子どものみの病気ではなく大人で悩んでいる方も大勢いる。大人も視野に入れたチラシになっていると、なお良いのではないか

松本会長 その通りだと思う。しっかり対応した形のものをお願いしたい。

星野委員 さいたま市も今年度から、アレルギーの疾患対応相談という事業を、西本委員御協力の下開始した。毎月第4水曜日に6名までの保護者の予約を受けて、小児アレルギーエデュケーターと面談いただくというものである。好評を得ており、8月の相談も6名埋まっている状況である。新しく相談事業を始めたということはこの場を借りてご紹介させていただいた。

松本会長 委員の先生方から様々な意見をいただいたのでこれらをしっかり反映できるような施策を考えていただきたいと思う。熱心に御協議頂き感謝申し上げます。予定の時刻になったため議事については終わりとしたと思う。事務局お願いします。

5 閉 会

事務局 ありがとうございます。

以上を持ちまして、埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会を閉会とします。